

# 第43回名護夏まつり

～青空市とビールまつり～

## 出店要綱

期日：令和6年7月27日（土）・28日（日）

場所：名護漁港構内

主催：名護市商工会青年部

（令和6年6月25日版）※改訂することがあります。

第43回名護夏まつり～青空市とビールまつり～  
**出店要綱**

1. 目的

この要綱は、名護夏まつりの円滑な運営に資するため、出店に関する事項を定めることを目的とする。

2. 開催期間

令和6年7月27日（土）午後 1時～午後9時00分

〃 7月28日（日）午前10時～午後9時00分

3. 実施場所・出店店舗数

①実施場所

名護漁港構内

②出店店舗数

飲食 23店舗程度

一般 22店舗程度

合計 45店舗程度

※出店申込数によっては審査・調整を行う場合があります。

キッチンカー 10店舗

※出店申込数に達し次第、締切します。

4. 出店資格

原則として、名護市内商工業者及び北部地区商工業者とする。

上記以外の出店業者は沖縄県出店業事業協同組合に申し込む。

（沖縄県出店業事業協同組合 TEL098-933-8801）

但し、実行委員会が必要書類を提出依頼する場合がありますのでご了承下さい

**※キッチンカー申込は名護市商工会青年部とする。**

5. 出店基準

①法令等により許認可を必要とする業種の場合、その許認可をうけていること。

②出店申込者以外の者が営業しないこと（名義貸しをしないこと）。

## 6. 出店料

①出店料は下記のとおりとする。

店舗内容	会 員	非会員
飲食店	90,000円	93,000円
一般店（物販等）	60,000円	63,000円
企業ブース	70,000円	75,000円
キッチンカー	100,000円	105,000円

※会員とは名護市商工会々員の方を指す。

②テント（上記出店料にテント設置料は含まれておりません。）

原則として1店舗あたり 2間×3間（3.6m×5.4m）のテントを各自にてご準備下さい。

※テントをお持ちでない方は、各自で業者へ委託してください。

★参考：砂辺テント（TEL 53-4141）

※テント設置は、7月25日（木）午後1時～26日（金）までに設置して下さい。

③清掃料

全体清掃の清掃料として、出店料とは別に5,000円を徴収します。

④電気設備

電気設備等の配線、準備等（電気コード、電球）は各自で行うこと。

（但し、発電機及び燃料（ガソリン類等）の持ち込みは禁止します。発電機設置及び使用管理については、沖縄県出店業事業協同組合が行います。又、電気料金（実費）は、出店業組合の方が当日現場にて徴収いたします。

なお、電気設備の配線・準備等に伴う事故等につきましては沖縄県出店業事業組合は一切の責任を負いません。）

※電気料金は出店料とは別に徴収致します。

★沖縄県出店業事業協同組合（TEL：098-933-8801）

※なお、④の電気設備はキッチンカーには該当しません。

電気の準備を各自で行うこと。

⑤水道設備

出店者は水道準備を各自で行うこと。

## 7. 申込み方法及び受付期間

①期 間 令和6年6月20日（木）～ 7月4日（木）  
午前9時～午後5時

②申込先 名護市商工会青年部 0980（52）-4243

- ③所定の「出店申込書」に必要事項を記入のうえ申し込むこと。
- ④北部地区商工業者は各地元商工会の会員証明書等を添付すること。
- ⑤飲食で出店する場合、営業許可証をお持ちの方はコピーを添付すること。

## 8. テナント会議（説明会）

### ①日時

令和6年7月9日（火） 15時00分～

### ②場所

名護市産業支援センター 2F会議室

### ③出店業者及び出店場所の決定

今年度の出店場所のレイアウトおよび抽選方法については、説明会にて説明いたします。

出店事業者はテナント会議に必ず参加すること。

出店場所は、抽選で決定します。ただし、一部については主催者で決定します。

（抽選順位）

一番 最多連続出店の名護市商工会会員及び実行委員会が認める者

二番 沖縄県出店業事業協同組合（飲食3店舗、一般2店舗）

三番 最多出店の北部地区商工会会員及び実行委員会が認めた者

四番 一番から三番に該当しない者

※上記一番から四番の順に、グループごとにくじを引き、若い番号順から出店場所を決める。

### ④簡易営業許可書について（飲食店）

抽選会当日北部福祉保健所（TEL52-2636）の方が説明します。

※申請等の諸手続きは各自で行うこと。

## 9. 出店料の納付等

①出店料は、説明会終了後 7月9日（火）までに名護市商工会青年部に納めること。

②すでに納めた出店料は返金しない。但し、天災等によりまつりが中止になった場合は下記により返金する。

全日程が中止になった場合	出店料の40%返金する
1日間                    "	"   20%   "

※但し、中止の決定等は主催者の指示に従うこと。

## 10. 営業時間

令和6年7月27日（土）午後 1時～午後9時00分

      "      7月28日（日）午前10時～午後9時00分

※営業時間を厳守すること。

## 11. 店舗の設営及び撤去

- ①店舗の設営 7月25日(木)午後1時～26日(金)に設営すること。
- ②店舗の撤去 7月28日(日)午後11時以降～7月29日(月)

※但し、店舗の撤去については、観客がまだ多い場合は車の移動はできません。  
(まつり本部(主催者)からのアナウンスの指示に従ってください。)

## 12. 出店業及び卸業者の搬入搬出

### ①搬入搬出

車両の乗り入れは指定駐車場までとする。(会場内不可)

出店業者及び卸業の搬入搬出は主催者より『通行許可書』の交付を受けて上記営業時間の1時間前までに搬入し、午後11時以降に搬出すること。

※但し、混雑時に関する車の移動はまつり本部の指示に従うこと。

### ②卸業者の確認

出店業者は卸業者の事業所名を主催者へ報告すること。

### ③卸業者の搬入搬出

卸業者の搬入搬出については、駐車場より荷台等によって行うこと。

## 13. 出店業者の遵守すべき事項

### (1) 出店要件

- ①出店業者は、指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用してはならない。又決められた場所以外では出店してはいけない。
- ②出店業者は、異なる店舗内容(飲食店と一般店等)で出店を申込み場合は、店舗内容ごとに申込みを行うこと。又別の出店業者と共同で申込みことも禁止する。(複数申込を行った場合も、出店場所の抽選はそれぞれで行います。あらかじめご了承ください。)
- ③出店業者は、申込み以外の物品等を新たに、取り扱う場合は、事前に主催者の承認を得ること。(酒類の販売については、オリオンビール名護工場で製造された商品及び、別表に定められた酒造所の泡盛を取り扱うこと。ノンアルコールビールについてはオリオンビールのクリアフリー、アサヒのドライゼロに限る。)
- ④出店業者は、盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
- ⑤主催者で発行する出店許可書は必ず携帯すること。
- ⑥未成年者のアルバイトは午後8時までとする(酒類販売は20歳未満を配置しないようご協力お願い致します)。
- ⑦20歳未満へのアルコール類の販売は禁止する。(法令により罰せられます)
- ⑧20歳未満へのアルコール類販売禁止についての但し書きを、看板等にて店舗前(来客者に見えるところ)に提示すること。

- ⑨消火器（初期消火が有効であること）を置くこと。
- ⑩ガスボンベはテントの外に置くこと。
- ⑪出店の商品価格は、通常の適正価格にて販売すること。  
※商品の価格表示は全て表示する事。
- ⑫出店業者は、できるだけすべての商品に販売価格を表示すること。
- ⑬前売り券（チケット）等での販売は行わないこと。
- ⑭出店業者は営業従事者に対し、この要項を熟知させ遵守させること。
- ⑮午後8時45分には売り場前面の電球は全て消し、電球5個だけを残して、速やかに片付けに入り、午後9時00分までに完全に営業を終了すること。
- ⑯出店に関する事（まつり運営に関する事も含む）は名護夏まつり実行委員会及び出店管理担当者の指示に従う。
- ⑰会場内にて炭の使用は禁ずる。
- ⑱レーザーポインター、パーティースプレーの販売禁止。
- ⑲酒類の販売に関しては身分証確認の上、出店者にてリストバンドの装着又は、リストバンドの有無の確認を確実に行う事とし、リストバンドの装着がなされていない方には酒類の販売をしてはならない。

## （2）出店範囲

- ①テントの張りに関しては前方に、1間以内は出してもよい。但し、ひさしにかぎる。又、18時以降テナント前方には通行のさまたげになる物品を置くことは禁ずる。（それまではパラソル2個は認める）
- ②テント後方に物品を置くことは禁ずる。但し、ガスボンベ等については後方に1m以内で収めること。
- ③テント固定時にアスファルトへの、くぎ及び杭打ち等を禁止する。（土嚢等で固定すること）
- ④外販の売り子に関しては、1名につき4千円の別途料金を徴収します。また、それに違反した場合外販者1名につき1万円の違約金を徴収致します。
- ⑤外販の販売に関して、幅40cm～高さ80cm以内の荷台にしてもよい。
- ⑥外販の飲食販売は禁止とします。

## （3）衛生管理

- ①各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃を責任もって行うこと。
- ②飲食店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
- ③出店業者は、保健所から指定されている水タンクと水量を用意すること
- ④油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁ずる。バケツ、水切り等を準備し、各自で処理すること。
- ⑤排水パイプの管にストッキング又は、ネット等をくくりつけ、残飯等が流出しないようにすること。
- ⑥廃油捨て場を設置するので、廃油はそこに捨てること。（注：廃油のみ）

## （4）免責

万一盗難等不測の事態が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。

(5) 営業停止

主催者は、出店業者がこの要項に反する行為等を行った場合、その業者に対して営業停止及び今後の出店停止を命ずることができる。

尚、出店料金は返さないものとし、別途罰則金五万円を請求いたします。

(6) その他

①商品券の取り扱いについて主催者は関知しない。

②この要項に規定されていない事項については、主催者の指示に従うこと。

14. 全体清掃

まつり終了後（翌日）の会場内の全体清掃については、各出店業者より、清掃料（5,000円）を徴収し、業者等へ委託する。

※但し、上記出店要項について諸事情等により変更になる場合があります。

附則 1

（施行期日）

この要項は、令和6年6月25日から施行する。

名護夏まつり実行委員会

## 【北部酒造所】北部地区酒造所一覽

- ① (名) 田嘉里酒造所 (大宜味村)
- ② (有) 今婦仁酒造 (今婦仁村)
- ③ (有) 山川酒造 (本部町)
- ④ 龍泉酒造 (資) (名護市)
- ⑤ (資) 津嘉山酒造所 (名護市)
- ⑥ へリオス酒造(株) (名護市)
- ⑦ (有) 金武酒造 (金武町)
- ⑧ 崎山酒造廠 (金武町)
- ⑨ (資) 恩納酒造所 (恩納村)
- ⑩ (株) 伊平屋酒造所 (伊平屋村)
- ⑪ (資) 伊是名酒造所 (伊是名村)